

第 31 回研究会（大分類 I 卸売業，小売業）における主な御意見とその対処方針（案）

1 第 31 回研究会（構成員及び審議協力者との web による意見交換）における御意見

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
1	<p>(分類原案の粒度について)</p> <p>○ 「I 卸売業，小売業」分野の生産物分類の分類原案については、細かく設定されている分類項目もあるが、調査で回答することが可能な粒度になっているのか。</p> <p>→ 小売分野の生産物分類に関しては、経済センサスー活動調査の商品分類に記載されている内容例示から引用しているため、回答される可能性はかなり高いと思う。卸売分野に関しては粒度が少し細かいところがあるため、回答可能性についても分からないところがある。</p> <p>→ 粒度が細かいことにより、調査で回答ができないということになると心配である。財分野の生産物分類との整合性を考慮して分類項目を設定したために粒度が細かくなっているところがあるのかと思うが、整合性というのは別に 1 対 1 でなければならないということではなく、例えば、製造業の生産物分類はいくつかまとめて、多対 1 という関係でもよいと考える。</p>	<p>○ ご意見を踏まえて、製造業分野との整合性と回答可能性とのバランスに配慮しつつ、生産物分類としての用途の類似性や業界自主統計等における区分設定等の観点から再確認を行い、次の「統合分類」に含まれる「詳細分類」の集約を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「外衣・シャツ」(卸売・小売) 素材(織物製、ニット製)により区分されていたものについて、衣類の種類(上衣類、スカート・ズボン類等)ごとに集約化。 ● 「寝着類」(卸売・小売) 素材(織物製、ニット製)により区分されていたものを「寝着類」として一括掲記。 ● 「下着類」(卸売・小売) 素材(織物製、ニット製)により区分されていた詳細分類を「下着・肌着類(補整着を除く)」に一括掲記。 ● 「靴下類」(卸売・小売) 「ソックス」、「パンティストッキング」及び「その他の靴下」の 3 つの詳細分類を「靴下類」として一括掲記。 ● 「乾物」(卸売・小売) 詳細分類「海藻加工品」に同じくテングサ、オゴノリなどの紅藻類から生産される詳細分類「寒天」を統合し、詳細分類「その他の乾物」に詳細分類「かつお節・削り節」統合。 ● 「半導体素子(光電変換素子を除く)」(卸売) 総合電機大手企業の電子デバイス製造子会社の公開資料等を参考に詳細分類を「ダイオード」、「整流素子(100ミリアンペア以上)」、「トランジスタ」及び「その他の半導体素子」の 4 区分に集約化。 ● 「集積回路」(卸売) 「世界半導体市場統計(WSTS)」の区分を参考に詳細分類の集約化を行った。

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
		<p><参考：WSTS の集積回路（IC）の区分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Analog（線形回路・リニア IC） ・ Micro（マイクロコンピュータ・マイコン） ・ Logic（理論素子） ・ Memory（記憶素子） <p>（注）（ ）内は国内における一般的名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「発電機・電動機・その他の回転電気機械」（卸売） 入力電源（直流・交流）別に「発電機」及び「電動機（70W 以上）」の詳細分類の集約化を行った。 ● 「敷物・カーテン・帆布製品」（卸売・小売） 敷物としての類似性を踏まえて、詳細分類「じゅうたん、だん通」及び「タフテッドカーペット」を統合して一つの詳細分類「じゅうたん・カーペット」とした。
2	<p>（詳細分類「プリンター」、「ディスプレイ」について）</p> <p>○ 詳細分類「プリンター」や「ディスプレイ」に対応する、製造業の生産物分類項目である「印刷装置」や「表示装置」の需要先別コードは「1」（事業者向け）としていたが、本来は「9」（混在・不明）であり、家庭用のプリンターやディスプレイも含んでいるということか。卸売・小売分野では分類項目名称を変えているが、「印刷装置」や「表示装置」の中には産業用の大型装置といったものも含まれるのか。</p> <p>→ 「印刷装置」については、産業用の大型印刷機とは区分がされているため、含まれてはいない。「表示装置」については、デジタルサイネージのようなものが一緒に含まれている。</p> <p>→ それでは、製造業の生産物分類項目である「印刷装置」については、名称を「プリンター」に修正して、卸売・小売分野と完全に整合的にすることとする。「表示装置」については、分類項目を商業用の表示装置とパソコン用のディスプレイとに分けて設定するように修正を行うこととする。</p>	<p>○ 第 31 回研究会における議論及びご意見に基づき、統合分類「電子計算機・同周辺機器」の詳細分類「プリンター」及び「ディスプレイ」の定義・内容例示について、経済産業省生産動態統計「記入要領及び調査品目表」の備考に記載の品目例示を参考に次のとおり修正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「プリンター」 統合分類「印刷・製本・紙工機械」の内容例示に記載の「印刷機械」に含まれている「産業用デジタル印刷機」を除く旨を追記。 ● 「ディスプレイ」 電子計算機周辺機器としての外付け用の液晶ディスプレイ、モニターが該当することを明記し、テレビジョン受信機やディスプレイ以外の表示装置（電光掲示板、デジタルサイネージ、蛍光表示管装置）等は含まれないことを追記。 <p>○ 上記の修正を受けて、主に業務用として用いられることが想定される表示装置（電光掲示板、デジタルサイネージ、蛍光表示管装置等）の生産物分類として、統合分類「表示装置（電子計算機周辺機器に含まれるものを除く）」を別途設定することとしたい。</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
3	<p>(「電気炊飯器」及び「ガス炊飯器」について)</p> <p>○ 「電気炊飯器」と「ガス炊飯器」とは、燃料源が電気かガスかということで分類原案では別の統合分類に区分されているが、用途は同じである。この案は産業分類に近いものになっているが、これについてはいかがか。</p> <p>→ ガス炊飯器は業務用のものが多いのではないか。用途としても少し違うように感じる。</p> <p>→ IHクッキングヒーターとガスコンロも別の統合分類に区分されるようだ。これらについても調理用機械器具という項目の中で、電気とガスとに分けるという考えもありうる。</p> <p>→ 電気ストーブと石油やガスストーブとをどのように区分するかという問題もある。</p> <p>→ 一般的にガス器具は、購入後の修理やメンテナンスの点で考えると、電気製品とは管理の仕方が異なるという意味では、分類原案のままとするということも考えられるのではないか。</p> <p>→ 様々な意見をいただいたが、電気機器とガス機器とを統一することについては行わないこととし、分類原案をベースにししながら、ガス機器については整理をするということにしたい。統合分類「その他の機械器具」の中には、ガス機器の他にも、詳細分類「家庭用ミシン」や「金庫」が設定されているため、少なくともガス機器については分類項目を分離して設定した方がよいと考える。</p> <p>→ ガス機器と石油機器とは同じ詳細分類でよいのかについても検討が必要と考える。</p> <p>→ 詳細分類「調理用ガス機器・石油機器」の内容例示の記載はガス機器だけである。内容を確認し、調理用石油機器というものがなければ、「調理用ガス機器」という分類項目に修正してもよい。この点についても検討をしていただきたい。</p>	<p>○ 第 31 研究会におけるご意見及び災害発生時における有用性等を勘案し、小売部門において統合分類「その他の機械器具」に含まれていたガス機器・石油機器関連の生産物について、卸売部門と同様に「ガス機器・石油機器」の統合分類を設定し、それぞれ「詳細分類」として区分することとしたい。</p> <p>○ また、調理用の石油機器については、石油機器メーカーの製品一覧において灯油を燃料とする調理用コンロを確認することができたことから、詳細分類の名称については「調理用ガス機器・石油機器」のままとすることでご了承いただきたい。</p>
4	<p>(古本の小売業について)</p> <p>○ 古本については、分類原案のどこに区分がされているか。</p> <p>→ 分類項目の設定漏れのため、中古品の並びに追加をする。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえて、また、日本標準産業分類 細分類「6062 古本小売業」との整合性の観点からも小売分野の統合分類として「古本」を設定することとしたい。</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 同様に、日本標準産業分類 細分類「5423 自動車中古部品卸売業」及び「5598 代理商、仲立業」との整合性の観点から、卸売分野の統合分類として「自動車中古部品（二輪自動車部品を含む）」及び「卸売仲介・代理サービス」についても設定させていただきたい。
5	<p>(製造業及び卸売業、小売業分野の生産物分類の内容確認について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造業や卸売業、小売業の生産物分類の策定に関しては、タイトなスケジュールの中で経済産業省に尽力いただいているが、設定すべき分類項目に見落としなどがあるといけないので、事務局である総務省には細かく確認をすることを徹底してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本件については、C P Cの製造業及び卸売業、小売業分野の分類項目と生産物分類の分類項目との比較をする方法で確認を行った。製造業分野についてはC P Cの細分類、卸売業、小売業分野についてはC P Cの細々分類と生産物分類の統合分類との人手による照合を行ったが、どちらも設定項目の漏れ等はなかったため、特段の問題はないものと判断した。
6	<p>(詳細分類「磁気ディスク、磁気テープ」と「磁気ディスク装置」の内容例示について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 詳細分類「磁気ディスク、磁気テープ」と「磁気ディスク装置」の内容例示には双方ともに「ハードディスクドライブ (HDD)」と記載がされているが、どちらの記載が正しいか。 → 「ハードディスクドライブ (HDD)」は詳細分類「磁気ディスク装置」の内容例示になる。これらの分類項目については、他の内容例示も見直しして修正する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえて、再度、製造業分野の生産物分類及び工業統計調査の商品分類表の定義・内容例示を確認することで修正を行い、併せて、オフラインストレージ用途の最近の製品についても追記を行った。
7	<p>(統合分類「野菜（果実的野菜を含む）」及び詳細分類「果実的野菜」について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統合分類「野菜（果実的野菜を含む）」については、いくつかの詳細分類が設定されているが、集約してもよいのではないかと。 → その場合、詳細分類「果実的野菜」については一般的な消費者感覚から考えて、統合分類「果実」に統合することがありうるか。 → 「果実的野菜」については、農業分野の生産物分類においてこれを統合分類として設定しているということであれば、卸売・小売分野でも統合分類として設定してよいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご指摘を踏まえて、統合分類「野菜」における詳細分類「かんしょ（さつまいも）」及び「ばれいしょ（じゃがいも）」については、名称を「野菜（きのこ、山菜を除く）」と変更した詳細分類に統合することとした。 ○ また、「野菜」の詳細分類であった「果実的野菜」を統合分類として別途設定することとした。

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
	<p>→ そのように整理をすれば、農業分野との整合性が取れるようになるため、「果实的野菜」については統合分類を設定するように修正することとする。</p>	
8	<p>(自治体指定のゴミ袋等について)</p> <p>○ 粗大ゴミを捨てる際に購入するゴミシールや、ゴミを捨てる際に使用する自治体指定のゴミ袋のように、行政に関わるものを分類項目として設定しておく必要はないか。</p> <p>→ 関連する話として、有料化されたレジ袋についても、政策的にその商品だけの販売額を把握したいということもあるかもしれない。</p> <p>→ ゴミ袋については、現状では詳細分類「その他の日用雑貨・荒物」に区分される可能性が高い。粗大ゴミシールはおそらく、行政手数料とそれを販売した店舗の手数料収入になるのではないかと思われる。</p> <p>→ 自治体が指定しているゴミ袋の料金が安いというのは、ゴミの回収費用に充てるためかと思うが、SNAではどのように扱うべきか。</p> <p>→ 博物館の入場料のように、行政サービスに対して支払う対価だと思うが、税金とは言えないのではないかと思う。</p> <p>→ それではこのご意見については、分類項目を設定することを検討いただくこととする。</p> <p>→ 設定する場合は、自治体指定のゴミ袋とそうでないゴミ袋とを区分するのがよいかと考える。現状においてこのようなレジ袋やごみ袋がどこに区分されているかを確認するとともに、念のため、どのような仕組みになっているのかについても確認をする。</p>	<p>○ 第 31 回研究会におけるご意見に基づき、①市区町村又は一部事務組合が行う一般廃棄物の収集・処分するにあたって、指定又は推奨する有料のごみ袋を対象とした「有料ごみ袋(地方公共団体指定・推奨のもの)」、②容器包装リサイクル法に基づき有料化された小売段階における「有料レジ袋」、③①及び②以外のバスケット項目としての「その他のポリ袋」の3つの詳細分類を設定し、その上位である統合分類として「ポリ袋」を設定した。</p> <p><u><補足>一般廃棄物(いわゆる「ごみ」)の有料化について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「一般廃棄物」については、地方自治法及び廃棄物処理法の規定により市区町村の「自治事務」として収集及び処分を行うこととなっている。 ● ごみ処理に係る手数料を住民から徴収するためには、条例等の制定等の議会の承認が必要となり、制度の見直しを概ね5年に一度の頻度で行うこととされている。 ● ごみ処理の有料化については、一定の規格を満たす指定・推奨のごみ袋であっても、ごみ処理手数料を上乗せしないものもある。(例：東京23区推奨ごみ袋については、黒色が一般的であった家庭用のごみ袋について、ごみの分別徹底・ごみの排出や焼却時の安全性の確保を目的として平成3年に導入されたものであり、手数料徴収を目的としたものではない。なお、推奨袋と同等の規格・性能を有する市販の家庭用のごみ袋が普及してきたことをもって、平成21年4月に廃止されている。) <p>【参考資料】「一般廃棄物処理有料化の手引き」(環境省)、「ごみ・レジ袋の有料化問題」(参議院・立法と調査 No. 262)、東京都新宿区、葛飾区公開資料</p>

2 研究会後に寄せられた御意見

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
9	<p>○ 統合分類「飲料（牛乳を除く、茶類飲料を含む）」と、その中にある詳細分類「茶系飲料」とは表記にずれが生じているのではないか。</p> <p>○ 統合分類「自転車（部分品・付属品を含む）」の中には、詳細分類「車イス（手動式）」があるが、例えば、脚が不自由な方のための電動カート（電動シニアカー）というようなものはどこに入るか。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえ、表記を「茶系飲料」に統一することでご了解いただきたい。</p> <p>○ また、詳細分類「炭酸飲料」の内容例示に記載の「炭酸水」が詳細分類「ミネラルウォーター」と異なるものである旨、それぞれの詳細分類における内容例示に補記を行った。</p> <p>○ なお、下記の対処方針案 No. 21 の内容を踏まえて、詳細分類「その他の清涼飲料」の定義・内容例示から「健康飲料（医薬部外品）」を削除し、医薬部外品は含まない旨追記することとしたい。</p> <p>○ 「電動車いす」については、工業統計調査の商品分類及び製造業分野の生産物分類において「その他の輸送用機械器具」に含まれており、卸売・小売分野の当初原案においても同様の扱いとしていた。</p> <p>○ 今回のご意見を受けて、自転車との用途の相違（医療・介護等）を考慮し、業界自主統計や法令制度の内容等を参考に「車いす」を統合分類として別途設定し、その詳細分類として「手動式車いす」と「電動車いす」の2つの詳細分類を設けることとしたい。</p>
10	<p>（ 卸売部門における詳細分類「家庭用マスク」について）</p> <p>○ マスクには、いわゆる「家庭用マスク」、「医療用マスク」、「産業用マスク」が存在するが、分類名を「家庭用マスク」だけとした場合、「医療用マスク」、「産業用マスク」はどこに分類されるのか。</p>	<p>○ 製造業分野の設定時における議論の経緯及び生産物分類における整合性の観点から卸売・小売分野においても統合分類として「マスク」を設定することとしたい。また、卸売分野における詳細分類として「医療用マスク」、「家庭用マスク」及び「産業用・その他用マスク」の3区分、小売分野における詳細分類として「家庭用マスク」及び「その他のマスク」の2区分をそれぞれ設定することとしたい。また、それぞれの詳細分類に該当するマスクの用途を明確化するために業界団体及びメーカー等の公開資料に基づき、定義・内容例示の追記を行った。</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
11	<p>(卸売部門及び小売部門における詳細分類「その他の理美容電気機械器具」の定義・内容例示の記載について)</p> <p>○ 定義・内容例示として、「電子血圧計」、「電子体温計」、「補聴器」を掲げているが、これらの機器は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和 35 年法律第 145 号)に規定する医療機器に該当するので、「理美容電気機械器具」に分類されるべきではないので、削除されたい。</p>	<p>○ ご指摘を踏まえて、卸売・小売分野における統合分類「その他の理美容電気機械器具」から薬機法に規定する医療機器に該当する項目を削除し、同詳細分類の定義・内容例示に薬機法に定める医療器具は含まない旨の内容を追記した。</p> <p>○ また、「理美容電気機械器具」の詳細分類として設定していた「電気マッサージ器具」についても同様の理由により削除した。</p> <p>○ 以上の修正を行った上で、「薬事工業生産動態統計」及び業界団体の公開資料等を参考に次の統合分類及び詳細分類を改めて設定することとした。</p> <p>(統合分類) 家庭用医療機器 (詳細分類) 家庭用医療機器</p> <p>(統合分類) 健康管理機器 (詳細分類) 健康管理機器</p> <p>(統合分類) 補聴器 (統合分類) 補聴器</p>
12	<p>(卸売部門における詳細分類「医療用医薬品」の定義について)</p> <p>○ 原案の「医療用医薬品」の定義・内容例示では、医師・歯科医師が院内処方する医療用医薬品を除くことになっているが、除外されたと考えられる病院・診療所等への医療用医薬品の販売はどこに分類されるのか。また、除く理由は何か。</p> <p>卸売部門における詳細分類「医療用医薬品」について、病院・診療所への販売と院外の薬局への販売とを区分する必要が無いのであれば、定義・内容例示は財(製造業分野)で設定した「医療用医薬品」と同じ内容(医家・調剤薬局向け医薬品(医薬品製剤、ワクチン、血清、保存血液、生薬・漢方等))としてはどうか。</p>	<p>○ ご意見を踏まえて、卸売分野における「医療用医薬品」については、製造業分野における定義・内容例示を引用することとしたい。</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
13	<p>(卸売部門及び小売部門シートにおける「医療用医薬品」の定義・内容例示の記載について)</p> <p>○ 記載している「調剤薬局」を「薬局」に、「購入」を「入手」に修正されたい。また、「院内において医師又は歯科医師により処方されたものを除く。」と下線部を追記いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性等の確保等に関する法律」(昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。)において、「薬局」は薬剤師が調剤並びに薬剤及び医薬品の情報提供や薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所と定義されており、調剤のみを実施するものではないため。</p> <p>処方箋に基づく調剤の場合、医薬品は「購入」ではなく、一般的に「入手」を使うため。</p> <p>また、院内調剤については医師以外にも歯科医師も行う可能性があり、前文で「医師又は歯科医師」と記載していることにそって、修正するもの。</p>	<p>○ ご意見のとおり定義・内容例示において追記することとしたい。</p>
14	<p>(卸売部門及び小売部門における「要指導医薬品」の扱いについて)</p> <p>○ 卸売部門及び小売部門において、統合分類で「一般用医薬品」と「衛生用品」とを分けた上で、分類名の「一般用医薬品」を「<u>要指導・一般用医薬品</u>」に修正されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>薬機法において、医薬品については、当該案で記載されている「医療用医薬品」「一般用医薬品」の他に、「要指導医薬品」もあるため。</p> <p>(修正案)</p> <p>統合分類 「<u>要指導・一般用医薬品</u>」</p> <p>詳細分類 「<u>要指導・一般用医薬品</u>」</p>	<p>○ 当該ご意見及び対処方針案 No. 21 のご意見を踏まえて、卸売部門及び小売部門における統合分類として、「要指導・一般用医薬品」及び「医薬部外品、医療用品・衛生用品 (別掲を除く)」の 2 つを改めて設定することとしたい。</p>
15	<p>(卸売部門及び小売部門における詳細分類「一般用医薬品・衛生用品」の定義・内容例示の記載について)</p> <p>○ 分類名を「<u>要指導・一般用医薬品</u>」に変更し、その定義・内容例示について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保</p>	<p>○ ご意見・ご指摘のとおり定義・内容例示について修正することとしたい。</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
	<p>等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に定める<u>要指導医薬品</u>及び<u>一般用医薬品</u>医薬部外品（医師の処方箋によるものを除く。）。感冒薬、胃腸薬、漢方薬、滋養強壯剤（医薬部外品）、外傷・皮膚病薬、「薬事法に基づく薬用酒等」に修正されたい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬機法第 2 条第 1 項及び第 2 項において、医薬品と医薬部外品はそれぞれ別に定義されており、医薬品と医薬部外品が同一に定義されているのは事実誤認となるため。 ・上記と同様、医薬品の中に要指導医薬品が入っていないため加える必要がある。 ・「薬事法に基づく薬用酒」の意味するところが明らかでないが、「薬事法」は平成 26 年の改正で「薬機法」となっており、旧名称を用いることは不相当であるため。 	
16	<p>(卸売部門における詳細分類「その他の医療用品・衛生用品」について)</p> <p>○ 当該詳細分類は、統合分類「一般用医薬品・衛生用品」の詳細分類として整理されている。一方、統合分類「医療用品」という分類も存在する。当該詳細分類の位置づけが整理できていないのではありませんか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご意見及び日本標準産業分類との整合性を考慮して、細分類「2743 医療用品製造業」に対応する統合分類・詳細分類として「医療用品（医療機関向け）」を設定し、定義・内容例示の記載についても産業分類の記載内容を参考に記載することとしたい。 ○ この修正にともない、日本標準産業分類の細分類「2744 歯科材料製造業」に対応する統合分類・詳細分類として「歯科材料」を設定し、定義・内容例示の記載についても産業分類の記載内容を参考に記載することとしたい。 ○ なお、生産物分類の基本的思考である「生産物の需要先」及び「用途の代替性」を可能な限り踏まえた区分設定を行う観点から、以下とおり整理している。 <ul style="list-style-type: none"> ●統合分類「医薬部外品、医療用品・衛生用品（別掲を除く）」 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 医療機関以外（一般消費者等）に販売され医療用品 ●統合分類「医療用品（医療機関向け）」 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 医療機関向けの医療用品 ○ また、「マスク」については、製造業分野における議論を踏まえて、卸売・小売分野においても「統合分類」として設定している。

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
		(上記の対処方針案 No. 10 参照)
17	<p>(卸売部門における詳細分類「その他の医療用品・衛生用品」及び「医療用品」の定義・内容例示の記載について)</p> <p>○ いずれの詳細分類の定義・内容例示にも、「避妊用具」が掲載されており、例示として不適切ではないか。</p> <p>詳細分類「医療用品」は主に医療機関向けの製品の販売のための分類として設定されているため、一般消費者向けの避妊用具は含んでいないと考えられるが、そのことが明示的になるように、定義・内容例示を「子宮内避妊器具」と修正してはどうかと考える。</p> <p>また、詳細分類「その他の医療用品・衛生用品」の「避妊用具」については「コンドーム」と修正してはどうかと考える。</p>	<p>○ ご意見のとおり定義・内容例示について修正することとしたい。</p>
18	<p>(卸売部門における詳細分類「医療用機械器具、同装置（病院用器具、同装置を除く）」及び「病院用器具、同装置」の定義・内容例示の記載について)</p> <p>○ 双方の詳細分類の違いがわからない。「病院用器具、同装置」が病院における設備だとすると、「光線治療器（レーザ応用治療装置を除く）」「指圧器」などは不適切ではないか。</p> <p>これらの詳細分類は、「病院用」のものと「病院用を除く」ものものに明確に分類することは困難であり、詳細分類「医療用機械器具、同装置（病院用器具、同装置を除く）」及び「病院用器具、同装置」を統合すべきと考える。</p> <p>また、内容例示については、薬機法上の医療機器に該当するものにすべきと考えるところ、機械台、保管設備、患者搬送車、医療用ふ卵器は医療機器ではなく、例示として不適切であり削除すべきと考える。なお、「指圧器」という文言だけでは、医療機器なのか非医療機器なのか判断できない。</p> <p><修正案> 詳細分類「医療用機械器具、同装置」 (定義・内容例示) 医科用鋼製器具、診断用機械器具装置、手術用機械器具装置、</p>	<p>○ ご意見及び日本標準産業分類との整合性を考慮して、細分類「2741 医療用機械器具製造業」に対応する詳細分類として「医療用機械器具、同装置」を設定し、定義・内容例示の記載については、ご提示いただいた修正案により記載することとしたい。</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
	<p>処置用機械器具、麻酔器具、輸血装置、人工気胸器具、聴診器、注射器具、かん腸器、整形用機械器具、人工心肺装置、脱疾治療器、医療用針、手術台、診療台、消毒滅菌器、呼吸補助器、保育器、光線治療器（レーザ応用治療装置を除く）等</p>	
19	<p>（ 卸売部門における詳細分類「医療用品」の定義・内容例示の記載について）</p> <p>○ 当該分類項目に含まれる生産物は、主に病院・診療所で医療材料や消耗品として扱われる医療機器が分類されていると考えられる。原案の定義・内容例示において示されている「家庭用吸入器」は医療材料や消耗品ではないこと、「ヒト体細胞加工製品」は薬機法上の医療機器ではないことから内容例示としては不適切であり削除すべきと考える。</p>	<p>○ ご意見を踏まえて定義・内容例示について修正することとしたい。</p>
20	<p>（ 卸売部門及び小売部門における詳細分類「医療用ガーゼ、包帯」の名称について）</p> <p>○ 統合分類が「一般用医薬品・衛生用品」とのことであるが、「医療用ガーゼ」は一般医療機器に該当すると考える。不適切ではないか。</p>	<p>○ ご意見及び対処方針案 No. 14 及び No. 21 修正内容を踏まえて、卸売部門及び小売部門において「医薬部外品、医療用品・衛生用品（別掲を除く）」に修正した統合分類を設定することとしたい。また、詳細分類の名称については、日本標準産業分類細分類「1198 繊維製衛生材料製造業」の内容例示に合わせるかたちで「ガーゼ、包帯」と修正することとしたい。</p>
21	<p>（ 卸売部門及び小売部門における統合分類の新設について）</p> <p>○ 新しい統合分類として、「<u>医薬部外品・衛生用品</u>」を新設されたい。また、統合分類に含まれる詳細分類として、既存の「医療用ガーゼ」から「その他の医療用品・衛生用品」の詳細分類に加え、「<u>医薬部外品（薬用化粧品を除く）</u>」の詳細項目を新設するとともに、「<u>医薬部外品の定義・内容例示を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に定める医薬部外品。あせも・ただれ用剤、ビタミン剤、外用消毒剤等。なお薬用化粧品は除く。」とされたい。</u></p> <p>（理由）No.15 において医薬品と医薬部外品は異なることから、定義が</p>	<p>○ ご意見及び対処方針案 No. 14 及び No. 15 の修正内容を踏まえて、卸売部門及び小売部門において「<u>医薬部外品、医療用品・衛生用品（別掲を除く）</u>」に改めて設定することとしたい。</p>

No.	御 意 見	対 処 方 針 (案)
	<p>ら医薬部外品を落としているので、衛生用品と合わせて統合分類を作るとともに、入れ込んだ「医薬部外品」について定義する必要があるため医薬部外品の定義・内容例示を追記した。なお、薬用化粧品については、薬機法上医薬部外品に分類されるが、既に分類としてある化粧品の例示（薬用石けん等）に重ならないようにするため、除外しているものである。</p>	
22	<p>（ 卸売部門における統合分類及び詳細分類「業務用エアコンディショナ」について）</p> <p>○ 統合分類及び詳細分類「業務用エアコンディショナ」という現在の名称については、製造業分野での名称修正に伴い、「事業用エアコンディショナ」に修正願いたい。</p>	<p>○ ご意見のとおり名称修正することとしたい。</p>
23	<p>（ 卸売部門及び小売部門の分類項目名称について）</p> <p>○ 第32回研究会では、財分野の生産物分類を一覧表にして、資料として提示する予定だが、現在、卸売及び小売部門で設定している分類項目名称は、名称から卸売の生産物であるのか、小売の生産物であるのかが判別できない（項目によっては、重複も発生）ことがあるため、一覧表の各分類項目名称には「○○ <u>（卸売）</u>」や「○○ <u>（小売）</u>」のように下線部分を記載して、この分類項目名を正式な名称としたい。</p>	<p>○ 既に研究会において策定済みの「農林漁業」、「建設業」、「鉱業」及び「製造業」の各分野における生産物分類と「卸売・小売業」の生産物分類を一覧表に取りまとめた場合における判別可能性の確保の必要性については認識したので、一覧表作成時における卸売部門及び小売部門の分類項目名称への追記について弊省として異存はない。</p>
24	<p>（ 卸売部門及び小売部門における統合分類「動物用医薬品」及び卸売部門の「動物用医療機械器具、同部分品・取付具・附属品」について）</p>	<p>○ 上記の医薬品・医療用品に関係する修正事項を考慮し、「動物用医薬品」及び「動物用医療機械器具」についても人体への影響や畜産物としての安全性の観点等から薬機法の規制を受けることから、次のとおり分類の再設定を行い、定義・内容例示の修正を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●卸売部門 <ul style="list-style-type: none"> （統合分類）動物用医薬品・動物用医療機械器具 （詳細分類）動物用医薬品 （詳細分類）動物用医療機械器具 ●小売部門 <ul style="list-style-type: none"> （統合分類）動物用医薬品 （詳細分類）動物用医薬品